

## ◎ 特定船舶の導入に関する計画認定制度の創設、事業基盤強化に関する計画認定制度の創設等

## 【法令名】

海事産業の基盤強化のための海上運送法等の一部を改正する法律

【掲載官報】	令和3年5月21日 号外第112号 14ページ
【法令番号】	令和3年5月21日 法律第43号
【管轄省庁】	国土交通省
【施行期日】	公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日から施行 ※一部の規定を除く
【法令のあらまし】	<p><b>【一 海上運送法の一部改正関係】</b></p> <p>1 特定船舶の導入に関する計画認定制度の創設</p> <p>(一) 国土交通大臣等は、特定船舶（環境への負荷の低減、航行の安全の確保並びに航海及び荷役作業の省力化に資する構造、装置又は性能を有する船舶（三の三の(二)の認定を受けた造船等事業者（以下「認定事業基盤強化事業者」という。）が製造するものに限る。）をいう。以下同じ。）の導入の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針を定めること等とした。（第39条の19関係）</p> <p>(二) 船舶運航事業者等が特定船舶の導入についての計画（以下「特定船舶導入計画」という。）を作成して、国土交通大臣の認定を申請した場合において、国土交通大臣は、当該計画が一定の基準に適合すると認めるときは、その認定をすること等とした。（第39条の20、第39条の23及び第39条の36関係）</p> <p>(三) 特定船舶導入計画が(二)の認定を受けたときは、船舶安全法等の特例措置を受けることができることとした。 (第39条の21及び第39条の22関係)</p> <p>(四) 株式会社日本政策金融公庫（以下「公庫」という。）は、導入促進円滑化業務（指定金融機関に対し、(二)の認定を受けた船舶運航事業者等が認定を受けた特定船舶導入計画に従って特定船舶の導入を行うために必要な資金の貸付けに必要な資金を貸し付ける業務及びこれに附帯する業務をいう。）を行うことができること等とした。 (第39条の24～第39条の35及び第39条の37関係)</p>

## 2 外国人等に対する報告徴収規定の見直し

国土交通大臣は、輸送の安全等を確保するため必要があると認めるときは、本邦の港と本邦以外の地域の港との間に航路を定めて行う旅客定期航路事業又は人の運送をする不定期航路事業（当該航路の起点等が本邦の港にあるものに限る。）を営む外国人等に対し、報告を求めることができること等とした。（第 42 条関係）

## 【二 内航海運業法の一部改正関係】

### 1 内航海運業の登録制度の対象となる事業の追加

内航海運業の登録制度の対象に、内航運送の用に供される船舶の管理（委託その他いかなる名義をもってするかを問わず、他人の需要に応じ、当該船舶に船員を乗り組ませ、当該船舶の点検及び整備並びに航海を行う業務をいい、主として港湾運送事業の用に供される船舶に係るものを除く。）をする事業を追加すること等とした。（第 2 条、第 4 条及び第 6 条関係）

### 2 内航海運業者に関する規定の整備

(一) 内航海運業者は、内航海運業に係る業務に関し契約を締結したときは、当該契約の相手方に対し、提供する役務の対価等を記載した書面を交付しなければならないこと等とした。（第 9 条関係）

(二) 内航運送をする内航海運業者は、船員の過労を防止するために必要な措置を講じなければならないが、その措置を講ずるに当たっては、五の 1 の(三)の船舶所有者の意見を尊重しなければならないこと等とした。（第 12 条及び第 19 条関係）

### 3 荷主に関する規定の整備

(一) 荷主は、内航運送をする内航海運業者がこの法律又はこの法律に基づく命令を遵守して事業を遂行することができるよう、必要な配慮をしなければならないこととした。（第 29 条関係）

(二) 国土交通大臣は、内航運送をする内航海運業者の違反行為が荷主の指示に基づき行われたことが明らかであるときその他当該違反行為が主として荷主の行為に起因するものであると認められ、かつ、当該内航運送をする内航海運業者に対する命令又は処分のみによっては当該違反行為の再発を防止することが困難であると認められるときは、当該荷主に対しても、当該違反行為の再発の防止を図るため適当な措置をとるべきことを勧告することができることとし、勧告をしたときは、その旨を公表することとした。（第 30 条関係）

**【三 造船法の一部改正関係】**

1 目的の改正

この法律は、我が国の造船に関する事業が我が国の安定的な海上輸送の確保及び海洋の安全保障に貢献し、並びに地域の経済の活性化に寄与していることに鑑み、造船に係る施設の新設等の許可制度等を設けることにより造船技術の向上を図り、あわせて造船に関する事業の円滑な運営を期するとともに、事業基盤の強化に関し計画の認定制度を設けること等により、造船に関する事業の健全な発展を図り、もって国民生活の向上及び国民経済の健全な発展に寄与することを目的とすることとした。

(第1条関係)

2 性能試験に関する規定の削除

国土交通大臣による推進性能試験等に関する規定を削除することとした。(第4条及び第5条関係)

3 事業基盤強化に関する計画認定制度の創設

(一) 国土交通大臣等は、事業基盤強化（造船等事業者がその事業の全部又は一部の生産性を相当程度向上させることを目指した一定の事業活動であって船舶等の品質の向上を図ることを目指したものをいう。以下同じ。）の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針を定めること等とした。(第10条関係)

(二) 造船等事業者がその実施しようとする事業基盤強化に関する計画（以下「事業基盤強化計画」という。）を作成し、国土交通大臣の認定を申請した場合において、国土交通大臣は、当該計画が一定の基準に適合すると認めるときは、その旨の認定をすること等とした。(第11条、第12条及び第31条関係)

(三) 造船等事業者が(二)の認定を受けたときは、船舶安全法等の特例措置を受けることができることとした。

(第13条～第15条関係)

(四) 公庫は、事業基盤強化促進円滑化業務（指定金融機関に対し、認定事業基盤強化事業者が認定を受けた事業基盤強化計画に従って行う事業基盤強化（生産性の向上等に資する取組が国内で行われるものに限る。）のために必要な資金の貸付けに必要な資金を貸し付ける業務及びこれに附帯する業務をいう。）を行うことができること等とした。

(第16条～第27条及び第32条関係)

4 経過措置に関する規定の整備

この法律に基づき命令を制定等する場合においては、その命令で、所要の経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）を定めることができることとした。(第34条関係)

## 【四 船舶安全法の一部改正関係】

船舶等の状態を遠隔から監視するための設備等を用いることにより船舶の航行を支援する業務を行う者は、当該業務を行う能力について事業場ごとに国土交通大臣の認定を受けることができることとし、その認定を受けた事業場において行う当該業務の対象となる船舶等であって一定の要件を満たすものについては、定期検査等を省略できることとした。(第6条ノ4関係)

## 【五 船員法の一部改正関係】

### 1 船舶所有者に関する規定の整備

- (一) 雇入契約の成立等に関する届出主体を船長等から船舶所有者に変更することとした。(第37条関係)
- (二) 船舶所有者は、船員の労務管理を行う主たる事務所に記録簿を備え置いて、船員の労働時間等を記載しなければならないこと等とした。(第67条関係)
- (三) 船舶所有者は、船員の労務管理に関する事項を管理させるため、労務管理責任者を選任しなければならないこと、労務管理責任者の意見等を勘案して労働時間の短縮等の措置を講じなければならないこと、当該措置を講ずるため運航計画の作成及び実施に関する事項について変更の必要があると認めるときは内航海運業者に対し意見を述べなければならないこと等とした。(第67条の2関係)

### 2 労働時間に関する例外規定の見直し

防火操練、救命艇操練その他これらに類似する作業及び航海当直の通常の交代のために必要な作業について、労働時間に関する例外規定の対象から除外することとした。(第68条第1項関係)

### 3 付加金の支払の請求期間及び消滅時効の期間の延長

船員が付加金の支払を請求することができる期間及び船員の船舶所有者に対する給料その他の報酬の債権に関する消滅時効の期間について、2年間から5年間に延長することとした。(第116条第2項及び第117条関係)

### 4 経過措置に関する規定の整備

3による改正後の船員法の規定の適用について、付加金の請求を行うことができる期間及び給料その他の報酬の債権(退職手当の債権を除く。)の消滅時効の期間は、当分の間、3年間とすることとした。(附則第3条関係)

**【六 船員職業安定法の一部改正関係】**

1 船員職業紹介に関する規定の整備

(一) 地方運輸局長等が受理しないことができる求人の申込みとして、労働に関する法律の規定の違反に関し法律に基づく処分等が講じられた者、暴力団員等からの求人の申込みを追加することとした。(第 15 条及び第 42 条第 1 項関係)

(二) 求人者等は、求職者等に対して明示された従事すべき業務の内容等を変更するときは、当該求職者等に対し、当該変更する従事すべき業務の内容等を明示しなければならないこととした。

(第 16 条第 2 項、第 42 条第 1 項、第 48 条及び第 52 条関係)

(三) 船員職業紹介の順序について、求人条件又は求職条件を同じくする申込みの間においてはその受理の順序によることとする原則を廃止することとした。(第 18 条関係)

2 無料の船員職業紹介事業に関する規定の整備

(一) 国土交通大臣は、社会保険・労働保険関係法令違反により罰金刑に処せられ、その執行を終えた日等から起算して 5 年を経過しない者、暴力団員等に対しては、無料の船員職業紹介事業の許可を与えてはならないこととした。(第 35 条関係)

(二) 無料船員職業紹介許可事業者及びその従業者は両替等の業務を行うことができないこと等とする兼業の制限を廃止することとした。(第 37 条関係)

3 船員派遣事業に関する規定の整備

(一) 船員派遣事業の許可を受けることができない者として、暴力団員等を追加することとした。(第 56 条関係)

(二) 派遣船員の派遣就業に関して、船員派遣の役務の提供を受ける者について五の 1 の船舶所有者に関する規定を適用すること等とした。(第 89 条第 1 項、第 2 項及び第 5 項並びに第 91 条～第 91 条の 3 関係)

4 指導監督に関する規定の整備

(一) 国土交通大臣が公表する指針等の対象に、求人者及び船員労務供給を受けようとする者を追加すること等とした。

(第 96 条、第 97 条、第 100 条及び第 102 条関係)

(二) 国土交通大臣は、求人者又は船員労務供給を受けようとする者が 1 の(二)の規定に違反しているとき等は、違反を是正するために必要な措置をとるべきことを勧告することができること等とした。(第 98 条関係)

5 罰則の追加

虚偽の条件を提示して、地方運輸局長等に求人の申込みを行った者について、6 月以下の懲役又は 30 万円以下の罰金に処す

## WestlawJapan 法令あらまし

	ることとした。(第 113 条第 9 号関係)
【改正される法令】	<ul style="list-style-type: none"><li>・海上運送法（昭和 24 年法律第 187 号）</li><li>・内航海運業法（昭和 27 年法律第 151 号）</li><li>・造船法（昭和 25 年法律第 129 号）</li><li>・船舶安全法（昭和 8 年法律第 11 号）</li><li>・船員法（昭和 22 年法律第 100 号）</li><li>・船員職業安定法（昭和 23 年法律第 130 号）</li><li>・地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）</li><li>・自衛隊法（昭和 29 年法律第 165 号）</li><li>・内航海運組合法（昭和 32 年法律第 162 号）</li><li>・小型船造船業法（昭和 41 年法律第 119 号）</li><li>・登録免許税法（昭和 42 年法律第 35 号）</li><li>・海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（昭和 45 年法律第 136 号）</li><li>・船員の雇用の促進に関する特別措置法（昭和 52 年法律第 96 号）</li></ul>